

米軍人による女子高校生ひき逃げ事件に関する意見書

去る10月7日未明、北中城村比嘉の国道330号で発生した在沖米海兵隊員による女子高校生ひき逃げ事件に、県民は強い憤りを覚えている。

被疑者の米兵は、飲酒して普通乗用車を運転した上、女子高校生の500CC原付バイクに後ろから追突して転倒させ、意識不明の重体に陥らせたにもかかわらず、何の処置もせず事故現場から逃走した。その後、被害者は治療の甲斐もなく10月14日に死亡した。これは人道上全く許せない凶悪な犯罪行為と言わざるを得ない。

特に本県においては、1995年9月に米兵による少女暴行事件の際、日米地位協定が大きな壁となり、沖縄県警は米軍が身柄拘束する容疑者を起訴前に身柄引き渡しができなかったため、これを機に日米合同委員会に諮り、殺人や婦女暴行などの凶悪な犯罪の場合は米側が「好意的考慮を払う」ことで合意し、日米地位協定の運用見直しで起訴前の身柄引き渡しが可能になった。

しかし、運用見直し後、沖縄県警は初めてのケースとして、該事件の翌日、道路交通法違反（ひき逃げ、酒気帯び運転）と業務上過失傷害容疑で、米海兵隊の憲兵隊に拘束されている被疑者の身柄引き渡しと逮捕に同意するよう要請したのに対し、米海兵隊は「起訴前の身柄引き渡しは日米合同委員会で協議する問題である」としてこれを拒否した。

北谷町議会は、あまりにも米軍を優先している日米地位協定のあり方に強い不信感と怒りを覚えると共に、米軍の事件・事故の対応について、厳重に抗議する。

日本国内における全ての米軍事件・事故処理等については、被害者の人権を尊重する立場から下記の事項の早期実現を強く要請する。

記

1. 日本国内における米軍の事件・事故処理等については、被疑者の起訴前の身柄引き渡しをただちに実施し、被害者の人権を尊重する立場から日米地位協定の抜本的見直しを行うこと。

2. 被害者に対する完全補償を実施すること。

3. 米軍人・軍属への網紀肅正を徹底すること。

以上、地方自治法第99条第2項の規定により意見書を提出する。

平成10年10月15日

沖縄県中頭郡北谷町議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛庁長官 防衛施設庁長官 那覇防衛施設局長 沖縄県知事